

仕様書

1 件 名 令和8年度稲敷市英語検定受験対策講座実施業務委託

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 稲敷市役所及び桜川公民館

4 業務の目的

稲敷市は、令和9年度までに公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）において中学3年生の英検3級以上の取得割合を40%以上とすることを目指しているため、英検受験対策講座を実施する。

5 業務内容

（1）受注者は、「4 業務の目的」を達成するため「英検受験対策講座」（以下「講座」という。）を令和8年度英検第1回対策と英検第2回対策として各1回ずつ実施すること。

① 英検第1回の一次試験までに、通常講義として「各級1コマ50分×4回」の講義を実施し、3級及び準2級については、2次試験対策として1コマに講師2名を配置する少人数面接対策講義として「各級1コマ50分×1回」の講義を実施すること。

② 英検第2回の一次試験までに、通常講義として「各級1コマ50分×4回」の講義を実施し、3級及び準2級については、2次試験対策として1コマに講師2名を配置する少人数面接対策講義として「各級1コマ50分×1回」の講義を実施すること。

（2）受注者は、講座の学習カリキュラムの開発及び作成を行うこと。その際、上記（1）の内容より効果的な講座とできる場合は、発注者と協議のうえ、コマ数、講座時間、講座回数（以下「コマ数等」という。）を変更することができる。ただし、コマ数等を減らす変更は認めないものとし、契約金額の範囲内で変更するものとする。

（3）受注者は、各業務実施日において現場責任者及び講師、補助講師を派遣し、業務が適切に遂行できるように人員を配置すること。事故等によりやむを得ず交代する場合には、事前に発注者の承認を得ること。

（4）受注者は、講座で使用する教材を作成すること。既に作成済みの教材又は市販の教材を使用することも可とする。

（5）講座内容は、講義形式による指導を行うこととし、自習形式としないこと。

（6）講座の受講者は、受講を希望する稲敷市内の小学校の第1学年から中学校第3学年の児童生徒とし、1クラスの定員は20名以内とすること。希望者が定員を超えた場合には、発注者が高学年の児童生徒から優先して受講するよう調整し、定員を超える受講生が若干名の場合は、受講者の増加が可能か受注者と協議すること。

(7) 業務実施にあたっては、次の 10 クラスを開講すること。

- ①市役所 5 級クラス 稲敷市役所で講座を実施すること。英検 5 級程度の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で 4 級合格を目指せるよう、基礎基本を定着させるような講義内容とすること。
- ②市役所 4 級土曜クラス 土曜日に稲敷市役所で講座を実施すること。英検 5 級合格程度以上の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で 3 級合格を目指せるよう、基礎基本を定着させるような講義内容とすること。
- ③市役所 4 級日曜クラス 日曜日に稲敷市役所で講座を実施すること。英検 5 級合格程度以上の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で 3 級合格を目指せるよう、基礎基本を定着させるような講義内容とすること。
- ④市役所 3 級土曜クラス 土曜日に稲敷市役所で講座を実施すること。英検 4 級合格程度の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で準 2 級合格を目指せるような講義内容とすること。
- ⑤市役所 3 級日曜クラス 日曜日に稲敷市役所で講座を実施すること。英検 4 級合格程度の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で準 2 級合格を目指せるような講義内容とすること。
- ⑥市役所準 2 級クラス 稲敷市役所で講座を実施すること。英検 3 級合格程度以上の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で 2 級合格を目指せるような講義内容とすること。
- ⑦桜川 5 級クラス 桜川公民館で講座を実施すること。英検 5 級程度の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で 4 級合格を目指せるよう、基礎基本を定着させるような講義内容とすること。
- ⑧桜川 4 級クラス 桜川公民館で講座を実施すること。英検 5 級合格程度以上の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で 3 級合格を目指せるよう、基礎基本を定着させるような講義内容とすること。
- ⑨桜川 3 級クラス 桜川公民館で講座を実施すること。英検 4 級合格程度の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で準 2 級合格を目指せるような講義内容とすること。
- ⑩桜川準 2 級クラス 桜川公民館で講座を実施すること。英検 3 級合格程度以上の実力を持つ受講生を想定。英検第 2 回又はそれ以降の検定で 2 級合格を目指せるような講義内容とすること。

(8) クラス編成にあたっては、原則として受講者の希望とすること。定員を超過したときは、発注者と協議のうえ決定すること。また、受講者の英語力の向上を第一に考え、クラス編成を変更するなどの発案をすること。

(9) 受講希望者が定員に満たない場合も、10 クラスを開講すること。

(10) 各コマの間の 10 分間と午後 0 時から午後 1 時までの間は休憩時間とすること。

- (11) 講座実施日は、令和8年度英検第1回受験対策として令和8年4月11日(土)から6月28日(日)の間、英検第2回受験対策として令和8年8月22日(土)から令和8年10月4日(日)の間で実施すること。
- (12) 実施時間は、発注者と受注者が協議のうえで設定すること。
- (13) 受注者は、講座実施日は開講時間の30分前には履行場所に到着し、準備を行うこと。
- (14) 受注者は、各教室で使用する物品、消耗品等を用意すること。ただし、履行場所に設置してある机、椅子については使用できる。テレビ、モニター、プロジェクター、CDラジカセその他の履行場所に設置してある物品の使用を希望する場合は、事前に発注者と協議すること。
- (15) 受注者は、受注決定後速やかに、発注者と協議して募集案内リーフレットを2,000部作成すること。
- (16) 講座受講者の申込みの管理、名簿の作成については発注者が行う。
- (17) 受注者は、講座終了後、受講者にアンケート等の意識調査を実施することができ、実施する場合は、その結果を発注者に提出すること。

6 履行責任者

- (1) 受注者は、この業務の適切な履行のため、履行責任者を配置すること。
- (2) 履行責任者は、発注者との契約関連事務、講座の募集案内の作成支援、受講者のクラス編成の協力、進行管理等を行うこと。
- (3) 履行責任者は、この業務に関する発注者からの連絡に速やかに応じること。
- (4) 履行責任者は、講師を兼ねることができる。
- (5) (4)以外の場合において、履行責任者の業務履行場所への派遣及び配置は、原則不要とする。ただし、事故等が生じた場合又は受注者の負担においての派遣及び配置を禁止するものではない。

7 現場責任者

- (1) 受注者は、業務履行場所に1名の現場責任者を配置すること。
- (2) 現場責任者は、教室運営の主任であり、出欠確認及び連絡・相談対応、学習状況等の把握、対応困難な受講生への対応フォロー、実施記録の作成等を行うこと。
- (3) 現場責任者は、業務履行場所へ派遣及び配置をすること。

8 講師の条件

- (1) 日本における大学生、海外における大学等の学生もしくは卒業生または同等の能力を有していること。
- (2) 心身ともに健康であり、社会生活の基本的ルールを身につけていること。
- (3) 指導技術の向上のための研修等を十分に受けた者であること。
- (4) 英検制度に加え、中学校の学習指導要領(外国語)を研究するなど、中学生の英語学習カリキュラム等に見識を持っていること。

- (5) 受注者は、講師に対し契約内容について十分に説明し、派遣されてから問題が起きることがないよう留意すること。また、指導において、講師としての業務履行状況が不適切な場合には、速やかに代替の講師を配置すること。

9 補助講師の条件

- (1) 心身ともに健康であり、社会生活の基本的ルールを身につけていること。
- (2) 受注者は、補助講師に対し契約内容について十分に説明し、派遣されてから問題が起きることがないよう留意すること。また、指導において、補助講師としての業務履行状況が不適切な場合には、速やかに代替の補助講師を配置すること。

10 委託料

契約代金は、業務を完了後支払うものとする。

11 報告・連絡

- (1) 発注者は、この業務に関連する事項について、受注者に報告を求めることができる。
- (2) 受注者は、業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者に確認を取ること。

12 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、受講生、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止及び緊急時の対応に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に注意を払って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び履行期間終了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び稲敷市個人情報保護法施行条例（令和5年稲敷市条例第2号）等を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、受講生に向けて、受注者又は関連業者等の事業・書籍等について宣伝、広報、周知等する場合には、事前に発注者の許可を受けなければならない。
- (7) 受注者は、講座実施中及び履行場所への往復途上における受講者のケガ、死亡等を補償する保険等に加入しなければならない。

13 その他

- (1) 業務の履行に関して、教育委員会、教育委員会事務局職員及び学校職員等が講座を見学することを認めること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者で協議し決定すること。